



熊本県公報

第13339号
令和6年(2024年)
6月14日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課) 1
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(障がい者支援課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 2
○道路の位置の指定	(〃) 3
○公共測量の実施	(監理課) 3
○公共測量の実施	(〃) 3
○熊本都市計画地区計画の決定(嘉島町決定)の縦覧	(都市計画課) 3
○令和6年度二級建築士試験実施計画の変更	(建築課) 3
○令和6年度木造建築士試験実施計画の変更	(〃) 4
○牛深漁港漁港施設用地における水産加工事業者の募集の取消し	(漁港漁場整備課) 4
○牛深漁港漁港施設用地における水産加工事業者の募集	(〃) 4
登 載 依 頼	
○裁決手続開始決定	(収用委員会) 7

告 示

熊本県告示第603号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)6月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	菊池郡大津町大字下町字田地 415番1地先から 同所 285番1地先まで	237.8	活力創出 基盤交付 金
一般県道	矢護川大 津線	菊池郡大津町大字下町字田地 285番1地先から 同所 285番1地先まで	11.0	

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)6月14日

熊本県告示第604号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援B型事業所 清流荘 菊池市隈府1587番地 17	社会福祉法人菊愛会 菊池市亘字道ノ上359 番地2 最上 太一郎	就労継続支援B型	令和6年(2024年)6月1日

熊本県告示第605号
昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、令和6年6月24日から施行する。
令和6年(2024年)6月14日
熊本県知事 木 村 敬
表1八代地域農業協同組合の項中「八代市古城町2690番地」を「八代市西片町1525番地1」に改める。

熊本県告示第606号
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和6年(2024年)6月14日

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人日新会 八代市二見本町433 番地	障害者支援施設かんねさこ 荘 八代市二見本町433番地	4322000 85	令和6年(2024年)6月1日

熊本県告示第607号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)6月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)6月14日

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	325号 (副道)	菊池市今字森北 300番地先から 菊池市赤星字真弓野 2202番2地先まで	772.1	活力創出 基盤交付 金
		菊池市赤星字石道 2113番1地先から 菊池市赤星字灰塚 2066番地先まで	311.2	

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)6月14日

公 告

熊本県公告第371号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和6年(2024年)6月14日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 築造者の住所 熊本市中央区黒髪四丁目16番18号
2 築造者の氏名 大野 裕司

- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字今寺96番5、同97番5及び同98番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 32.68メートル
- 6 指定年月日 令和6年(2024年)5月27日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第46号

熊本県公告第372号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市北区植木町荻迫616番地2
- 2 築造者の氏名 山田 未樹哉
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字今寺96番2、同97番2及び同98番3
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 32.74メートル
- 6 指定年月日 令和6年(2024年)5月27日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第45号

熊本県公告第373号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(2級基準点測量、3級水準測量、堤防動態観測)	令和6年(2024年) 6月1日から 令和7年(2025年) 3月24日まで	八代市郡築六番町～郡築十二番町及び昭和同仁町地内

熊本県公告第374号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により湯前町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(写真地図作成(地図情報レベル2500))	令和6年(2024年) 5月15日から 令和7年(2025年) 1月31日まで	湯前町全域

熊本県公告第375号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画(上六嘉龍福寺・龍ノ前地区計画)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第376号
令和6年(2024年)3月1日熊本県公告第129号で公告した令和6年(2024年)二級建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。
令和6年(2024年)6月14日

熊本県知事 木 村 敬

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (1) 学科の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号

熊本県公告第377号
令和6年（2024年）3月1日熊本県公告第130号で公告した令和6年（2024年）木造建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。
令和6年（2024年）6月14日

熊本県知事 木 村 敬

変更前	変更後
3 試験場所 (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (2) 設計製図の試験 崇城大学 熊本市西区池田四丁目22番1号

熊本県公告第378号
令和6年（2024年）5月28日付け熊本県公告第343号（牛深漁港漁港施設用地における水産加工事業者の募集）を取り消す。
令和6年（2024年）6月14日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第379号
牛深漁港の漁港施設用地における水産物加工事業者について、次のとおり募集する。
令和6年（2024年）6月14日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 募集の目的及び対象事業
熊本県が管理する牛深漁港区域内の本県が所有する用地について、漁港施設用地の有効活用を図り、水産業の振興に資する事業として、水産物加工事業を行う者を募集する。
- 2 事業のための用地の概要
(1) 所在地 天草市牛深町字後浜3466番1
(2) 土地所有者 熊本県
(3) 面 積 4,038平方メートル（F-60、F-114-2）
(4) 占 用 料 熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号。以下「漁港管理条例」という。）による。
(5) 占 用 期 間 10年を超えることができない。ただし、申請により更新は可能とする。
- 3 応募資格
事業に応募することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
なお、応募後にその要件を満たさなくなったときは、事業者に係る資格を失うものとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 令和6年（2024年）6月14日（金）から起算して1年前の日までに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
(4) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- 4 募集日程
募集は、次の日程により行う。ただし、(5)の日程は予定であり、必要に応じて変更するこ
(1) 募集開始 令和6年（2024年）6月14日（金）
(2) 現地説明会 令和6年（2024年）6月21日（金）
(3) 質問事項の受付 令和6年（2024年）6月21日（金）午後5時まで
(4) 応募書類の受付期限 令和6年（2024年）6月28日（金）午後5時まで

- (5) 事業者決定通知 令和6年(2024年)7月下旬
- 5 公告関係書類の配布
公告関係書類は、令和6年(2024年)6月14日(金)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの間に、インターネットの熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課のホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/97/>)から入手すること。
ただし、これにより難しい場合は、次の場所で交付する。
交付場所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課(熊本県庁本館10階)
電話 096-333-2463(ダイヤルイン)
ファクシミリ 096-381-8512
メールアドレス gyokogyojo@pref.kumamoto.lg.jp
交付期間 令和6年(2024年)6月14日(金)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- 6 利用申請書等の提出方法等
- (1) 受付期間 令和6年(2024年)6月21日(金)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出方法
応募書類は持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。
なお、郵便等による提出は、令和6年(2024年)6月28日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出場所 書類は5の場所に提出する。
- (4) 提出にあたっての留意事項
ア 書類の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は必要な場合において応募書類の内容の全部または一部を使用することができる。
イ 提出された書類は返却しない。
ウ 応募のあった法人等の名称等は公表することがある。
エ 書類や審査結果は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第7条の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、非開示になるものである。
オ 受付期間後、応募書類の再提出又は差替えは原則認めない。
カ 応募書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を依頼する場合がある。
- 7 質問事項の受付及び回答
公告関係書類の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。
- (1) 受付期限 令和6年(2024年)6月21日(金)
- (2) 受付方法 質問票(別紙1)に記入の上、5の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課ホームページにも随時掲載する。
- (4) 回答期限 質問を受付けた日の翌日から起算してから5日以内(県の休日を除く)。
- 8 現地説明会の実施
現地説明会を次のとおり実施する。なお、希望者がいない場合は実施しない。
- (1) 日 時 令和6年(2024年)6月21日(金)午前11時から
- (2) 場 所 牛深漁港漁港浄化施設前(熊本県天草市牛深町3466)
- (3) 申込方法 現地説明会申込書(別紙2)に法人等の名称、参加予定者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和6年(2024年)6月18日(火)午後5時までに5の場所に申込むこと。
- 9 提出書類
応募者は次のとおり利用申請書等の書類を提出すること(別紙3)。
- (1) 利用申請書(様式1)
- (2) 利用計画平面図(利用箇所及び面積を示したもの)
- (3) 法人等の概要(様式2)
- (4) 会社の定款(任意様式)
- (5) 会社の履歴(任意様式)
- (6) 過去3年間の収支状況が明らかにできる書類(任意様式)
- (7) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がない法人等であることを証明する納税証明書
- (8) 利用申請に係る宣誓書(様式3)
- (9) 事業計画書(様式4)

(10) 資金計画書(様式5)

(11) 収支見込額(様式6)

書類提出部数については、正本1部、副本6部とする。

10 事業者の決定方法等

(1) 事業者の決定方法

漁港施設未利用地活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、利用希望者の事業計画等を次の(2)の評価基準に基づいて各委員が評価を行う。さらに県において、評価結果と経営状況等を総合的に勘案して事業予定者を決定する。

(2) 評価基準

	評 価 項 目	評 価 の 視 点
1	事業実施体制	事業を行うにあたり、十分な体制となっているか。
2	利用面積、設備投資及び額	利用面積及び事業目的を効果的に発揮させる設備投資及び額となっているか。
3	資金計画	実現性のある資金計画となっているか。
4	収支計画	実現性のある収支計画となっているか。
5	地域への貢献	地域の活性化に寄与する提案となっているか。

(3) 事業者決定の通知及び非選定理由の説明

ア 結果の通知

事業者の決定結果については、応募書類を提出したすべての応募者に通知する。

イ 非選定理由の説明

事業者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)以内に書面(任意様式)により非選定理由について説明を求めることができる。なお、その回答については、非選定理由について説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)に書面により行う。

(4) 評価対象の除外等

応募者が次のいずれかに該当する場合は、本件募集の審査の対象から除外する。また、事業者として決定されたものが、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 書類の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 書類の提出後に事業計画を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

(5) 選定委員会による審査の日時と場所

利用希望者に対して別途通知するものとする。

11 占用許可の手続き等

事業者は、次に留意して占用許可申請を行うこと。

(1) 事業者の決定は、あくまでも募集をした土地に優先的に占用許可申請ができる権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではない。

(2) 事業予定者は事業者決定の通知を受けた後、速やかに漁港管理条例第13条に基づく占用許可申請を行うこととする。また、許可を受けた日以降、事業着手できるものとする。

12 応募に当たっての留意点

(1) 事業者は、占用許可を受けた日から1年以内に水産物加工事業に着手しなければならない。

(2) 占用許可に当たっては、申請者に対し次の条件を付す予定である。

① この許可に係る占用に起因して既設工作物又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに報告するものとし、この許可を受けた者の責任においてこれを処理すること。

② この許可に基づく権利は、他に譲渡又は転貸しないこと。

③ この許可は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を取消し又は変更することがある。

ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁港管理条例又は前各号の条件に違反したとき。

イ 公益上又は漁港保全若しくは漁港維持管理上必要があると認められるとき。

ウ 占用料を指定期日までに納入しないとき。

④ 許可期間が満了したとき、又は許可を取消されたときは、直ちに原状回復を行い、検査を受けること。

⑤ 許可期間が満了後も継続して占用する場合には、更新の申請書を許可期間満了日の1月前までに、占用を廃止する場合においては、廃止届を速やかに提出すること。

⑥ 漁港及び漁場の整備等に関する法律及び漁港管理条例を遵守すること。

- ⑦ 行為（占用）目的以外の行為（占用）及び工作物等の増改築等をしないこと。
- (3) 事業により発生する汚濁水については、牛深漁港漁港浄化施設に接続の上、適切に処理すること。
なお、当該接続に係る費用及び毎月発生する施設使用料については、事業者の負担とする。
- 13 その他
- (1) 必要に応じて、書類の内容について提出者から聞き取り調査を行う。
- (2) 3の応募資格のない者により提出された書類は無効とする。
- (3) 募集への参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

登載依頼

熊本県収用委員会公告第2号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和6年（2024年）6月14日
熊本県収用委員会会長 宮田 房之

- 1 起業者の名称
天草市
- 2 事業の種類
本渡都市計画道路事業3・5・6号下川原茂木根線及び3・6・10号今釜本渡港線（熊本県天草市大浜町、小松原町、今釜町、今釜新町及び港町地内）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県天草市今釜新町

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
3413番7	宅地	宅地	166.08	165.04	64.81
3413番10	宅地	宅地	46.96	47.24	41.03
3414番4	宅地	宅地	253.53	254.49	7.90

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
医療法人社団永寿会
理事長 永野 淳二
熊本県天草市今釜新町3413番地の6
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
土地賃借権及び土地使用借権
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 北村 亮太
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和6年（2024年）5月30日